

博士學位論文

内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

第25号

(平成26年3月授与分)

武蔵大学

はしがき

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規定による公表を目的として、平成26年3月6日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第4条第1項(いわゆる課程博士)によるものであり、乙は学位規則第4条第2項(いわゆる論文博士)によるものであることを示す。

目 次

学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目
乙第 15 号	博士（社会学）	佐藤 直樹	NGO 運動における「正当化」の社会学的考察 —アドボカシーを中心とする環境運動と公共圏—

氏名（本籍） 佐藤 直樹 （大阪府）
学位の種類 博士（社会学）
学位記番号 乙 第 15 号
学位授与日 平成 26 年 3 月 6 日
学位授与の要件 学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日文部科学省令第 9 号)第 4 条第 2 項該当
学位論文題目 NGO 運動における「正当化」の社会学的考察
—アドボカシーを中心とする環境運動と公共圏—

審査委員 主査 教授 山岸 哲哉
副査 教授 大屋 幸恵
副査 教授 粉川 一郎
副査 教授 内藤 暁子
副査 教授 西原 和久（成城大学）
副査 教授 池田 寛二（法政大学）

論 文 内 容 要 旨

佐藤直樹氏の論文『NGO 運動における「正当化」の社会学的考察——アドボカシーを中心とする環境運動と公共圏——』（以下「本論文」と略記）は、以下のような章立てで構成されている。

- 序 文 運動の組織化を支える「正当化への問い」
序 章 グローバル・イベント/イシューに呼応した運動の展開とそのゆくえ——「地球を救う」
NGO 運動の失敗
第 1 章 公共圏をめぐる社会理論的課題への社会学的アプローチ——コミュニケーション理論
の批判的分析のための視点としての正当化
第 2 章 公共圏的コミュニケーションと権力——他者性・知覚・承認
第 3 章 NGO のフレーミングと公共圏——分断化される運動イシュー
第 4 章 〈NGO 運動における正当化〉の社会学的分析視点——参加・パートナーシップと連帯
の時代
第 5 章 グローバリゼーションと社会運動——グローバル倫理が生み出すドクサ
第 6 章 グローバル・イベントに対する NGO 運動（1）——洞爺湖 G8 サミットをめ
ぐる諸運動と共同行動における正当化
第 7 章 グローバル・イベントに対する NGO 運動（2）——NGO のアドボカシーに
伴う困難とフレーミングの分散

第 8 章 グローバル・イシューと NGO 運動（1）——COP13 以降の「先進諸国の責任」論に関する戦略

第 9 章 グローバル・イシューと NGO 運動（2）——環境運動における連帯の「同床異夢」

終 章 運動言説の正当化と公共圏の権力性に対する態度——連帯を超える方法へ

本論文は、アドボカシー（＝政策提言活動）を中心とする環境 NGO と呼ばれる社会運動団体について、公共圏論の再検討という理論的視点から、当該運動団体に見られる「正当化」言説の位置と意味に関して検討し、運動実践のもつ可能性を追求したものである。

著者の着目点はまず、アドボカシーを中心に活動を行っている環境 NGO は、成功しているのか失敗しているのかという点にある。そしてその際の問題意識は、社会運動における運動団体の主張の統一が、同時に他の主張の抑圧を含意しているのではないかという点にある。こうした点を検討するために著者は、先行の理論研究の再検討とともに、事例として 2008 年の洞爺湖 G 8 サミットをめぐる NGO 運動と、気候変動問題（2007～2009 年の気候変動枠組み条約締結国会議である COP13～COP15）をめぐる NGO 運動とを取り上げている。かくして本論文の主眼は、NGO 運動における「正当化」言説の問題点とその乗り越えの道筋を問うことにある。

そこで、本論文の序文および序章では、本論文で用いられるキーワードが示されている。その主要なものは、まず「フレーミング」という概念である。それは、問題を切り取り、その問題を表現する社会運動の諸実践を含む言説形成のことである。ただし著者は、このフレーミングを背後で支える特定の諸言説がある点にも着目し、それを「フレーミング前提」と名づけた。そのうえで、本論文の題目にもある「正当化」が定義される。すなわち、正当化とは、「ある特定の諸言説（＝フレーミング前提）の支持を背景に、フレーミング＝言説形成することによって、同言説の正しさを担保すること」である。

以上を確認したうえで本論が展開される。あらかじめ論文全体の構成を示せば、本論文の構成の柱は、ハーバーマスの公共圏論におけるコミュニケーション的行為論の問題点を指摘し克服するための論点を析出する理論編である第 1 章～第 3 章と、上述の事例研究を中心とする実証編の第 6 章～第 9 章からなる。ただし、その理論編と実証編を繋ぐ論点の明確化のために第 4 章と第 5 章がさらにあると見なすことができる。

まず第 1 章～第 3 章の理論編では、ハーバーマス、ホネット、シュッツ、フレイザーなどの議論が検討され、コミュニケーション的行為を成り立たせている要件に関して先行の議論が十分でないこと、つまりコミュニケーション的行為論には他者のもつ「権力」や「暴力」という論点が不十分であること、そしてコミュニケーション的行為における関係の固定化（言説の固定化を含む）が他の可能性を排除するという難点を含んでいること、こうしたことが知見として取り出されている。

続く第 4 章と第 5 章では、このような知見をふまえて、上述のフレーミングや正当化という概念がさらに詳細に検討され、同時にグローバル化社会での環境 NGO 運動というトランスナショナルな状況における NGO のフレーミングと正当化が焦点となることが示されている。

そして、第 6 章と第 7 章では、とくに「政治」との関係で議論が進められ、洞爺湖 G8 サミットをめぐる社会運動の事例が、「NGO フォーラム」の活動を中心として検討された。ここでは、アドボカシーを提唱する環境 NGO が国家から正当性を付与され、かつサミット以前に重要議題が事前選択されているなどといった事態が、一定のフレーミング前提として機能し、環境をめぐる社会運動全体の分断をもたらしている点が指摘されている。

さらに第 8 章と第 9 章では、とくに科学との関係で議論が進められ、COP13 以降の社会運動のうち「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」と「ネットワーク関西」の事例が取り上げられて、とくに地球温暖化をめぐる事実認識と価値判断に関して検討がなされている。ここで指摘されている要点は、複数の科学的なフレーミング前提のもとで、政策形成を目指す運動参加者たちの「正当化」が極めて限定的・固定的であり、期待されている市民参加者（地域運動の担い手でもある）との間に「同床異夢」の状況を引き起こしている点であり、こうした点が極端に一元化されたフレーミングのもとでの連帯の困難さをもたらしていると論じられた。

最後の終章では、これまでの論点がまとめられつつ、あらためて社会運動という実践のもつ可能性・方向性について論じられている。具体的な論述例を示せば、（第 8 章と第 9 章でも一部述べられていることだが）「国家による正当性の付与」「政治判断による論点の選択」「科学による問題の定義」などをフレーミング前提として環境 NGO のフレーミングが成立し、そこで市民への期待を含む自らの実践の正当化メカニズムが作動していることが再確認されている。そしてそこから、次のような諸項目が環境 NGO の今後のための示唆として提示される。すなわち——第 7 章でもすでに述べられているが——複数のフレーミングの分散状況においては（アドボカシー型の環境 NGO の「失敗」を克服する突破口としての）多様な言説を包含することできる「弱い公共圏」の必要性、および関係諸団体における「利得と負担の分配への配慮」、そして自律的で「実践的な研究課題の設定」の必要性、である。本論文の末尾近くでは、こうした今後の方向性が（コミュニケーション的行為の前提となる間身体的な問題への課題とともに）示されつつ、「実践の只中で実践の一手手前を捉える」試み、および単なる「運動の連帯を超えて」進む可能性の模索が論じられて、本論文が閉じられている。

審 査 結 果 の 要 旨

本論文は、2007 年から 2011 年にかけて足かけ 5 年の調査を踏まえて執筆されたものである。理論研究を始めてから 15 年、環境運動とのかかわりから 10 年をへて熟成されてきた著者の関心が、本論文には反映されている。以下では、本論文の評価について述べる。

第一に、審査委員会での総合的評価としては、本論文が、（研究者・実践者の）社会運動に関する漠然とした疑念を、実証をふまえた中範囲理論的アプローチで明確化して解消しようとした社会学上の力作であり、これまでの社会運動論にも一石を投じうる高水準の論文となっているという評価である。

第二に、とくに社会学的評価に限定して述べるならば、まず本論文は、社会学における規範理

論の相対化・距離化を試みており、弱い公共性の提示など、素朴な規範理論に埋没しない公共性論の提示として評価できる。さらに、社会学理論として見るならば、実践に基づく理論化や、フレーミング前提、フレーミング、正当化などの概念とその適用による分析手続きなどが、理論研究の新境地を拓く可能性をもつ論文としても高く評価できる。最後に、本論文は、社会学における理論研究と実証研究の往還によって論述されており、理論と実証の統合という点でも高く評価できる。

第三に、本論文には実践的にも高い評価を与えることができる。すなわち、アドボカシーの実践と他の実践との分離の問題を指摘した点、またアドボカシーの自己目的化=正当化と連帯を求める地域運動とのズレ（ねじれ）の問題の指摘などは、社会運動の実践家にも大きな示唆を与えるであろう。

とはいえ、本論文に問題点がないわけではない。すなわち、本論文には長い文章など全体を通して文章表現がやや難解である点や、詳細な説明が後出する箇所でなされるなど判読にやや困難さが伴う点などの問題点がある。ただし、本論文では、図表などを多用して読み手の理解を容易にしようとする工夫は随所に見られるので、文章の難解さは先行の理論家の理論研究にも一因があるというべきかもしれない。現時点では、こうした難解さは、本論文の大きな瑕疵であるとは言えず、本論文の価値を貶めるものではない。むしろ、本論文は、学術論文として学界内外に大きな一石を投じるとともに、十分にその発展・展開の可能性をもつものとして高く評価することができる。

最 終 試 験 の 結 果 要 旨

平成 26 (2014) 年 1 月 21 日に武蔵大学において、面接による最終試験を実施した。まず、佐藤氏から本論文の意図するところを簡潔に説明してもらった後、審査委員との間で活発な質疑応答が行われ、同氏の論文が博士の学位を授与するにふさわしいものであると判断した。

結 論

以上の審査結果をふまえ、本審査委員会は佐藤直樹氏に対し、本学大学院学則 23 条、および本学学位規則第 3 条 4 項による博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断した。

平成 26 年 6 月 発行

発行 武蔵大学
編集 武蔵大学 運営部大学庶務課
〒 176-8534 東京都練馬区豊玉上 1-26-1
TEL. 03(5984)3713
